

江戸武家方辻番政策の再検討

— 役と「請負」 —

岩淵 令治

はじめに

武家地の治安維持の一翼を担うものとして、江戸には約一〇〇〇ヶ所にもよる大名・旗本負担の武家方辻番が存在した。これらは、A町の自身番・木戸番と共に「自治体警察」・「自警組織」であり、B請負化によって形骸化する、とされてきたが、実証的研究は伊藤好一氏の著書のみで、その評価は検討を要する。

筆者は別稿で武家方辻番を都市における武家の役負担の一つとして検討し、都市治安維持体制を辻番システムと巡邏システムに大別した上で、①武家方辻番（以下辻番と表記）が幕府の目付の支配下で公儀の「地所」(路上)を番する公儀の番であり、屋敷拝領者に対して辻番高(石高・屋敷数)を基準に賦課された役であること、②制度の確立は基本法「御条目」の制定・目付支配の確立をみた寛文・延宝期であり、生類憐みの令を経た一七世紀末には職務の概要も確定したこと、を指摘した²⁾。だが、先行研究のAのみを射程に入れたため、実態論や政策の展開にはほとんど触れていない。一方、

先行研究でも「請負」による「形骸化」を強調するものの(B)、辻番のありようには未だ不明な点が多い。本稿では、(ア)「請負」・「形骸化」の内容の再考(第一章)によって一八世紀以降の幕府の辻番政策を多面的に分析すること(第二章)、(イ)辻番が治安維持機能をどの時期まで期待されたのか、近代初頭まで見通すこと(第三章)、の二点から武家の屋敷拝領に伴う役の変容を素描する。

一 「請負」の検討

— 政策分析の前提として —

武家方辻番の負担の形態には、一家で負担する一手持辻番、数家が組みあって負担する組合辻番の別がある。またその負担には、各負担者の表高を所持屋敷数で割って算出した「辻番高」に基づく格差(番人の人数・格)が存在し、組合辻番のうち万石以上のものには各家が交替で規定の日数を勤める「日割組合辻番」があった。以下、辻番の約七割を占める万石以下組合辻番から検討を進めよう。

(1) 万石以下組合辻番

表1 元禄4(1671)年11月に欠落した上屋敷辻番人一覧

人 名	請 人	抱入時期
芳賀元右衛門	浅草猿屋町大屋吉兵衛店次郎兵衛	同年二月抱
岡本徳左衛門	神田佐久間町三丁目大屋七郎兵衛店太兵衛	同年二月抱
梅沢源七郎	神田新石町大屋仁右衛門店忠兵衛	同年五月抱
田中九左衛門	神田新白銀町老丁目大屋清太夫店伊兵衛	同年五月抱
久田伝右衛門	難波町老丁目大屋次郎右衛門店又左衛門	同年二月抱
菅野藤伴右衛門	岡付塩町老丁目大屋善右衛門店七左衛門	同年二月抱

組合辻番は、「組合」って番人を出すことの非合理性、旗本家中の実情などから、元来請負化は不可避であった。既に一七世紀後半に請負は黙認され、請負人という商売が成立している。また大名の組合辻番においても一八世紀初頭には請負が一般化していた。⁽³⁾

請負人・番人とはいかなる者か。宝永七(一七二〇)年の番組人宿結成に先立つ調査で「辻番請負之者之分」があげられ、後述の如く多くの請負人が番組人宿の株を所持するなど、請負人と人宿は同質のものであった。一方、天保期の人別改では、他所出生者の多い業種に「辻番請負人寄子同様のもの」があげられる。番人は「日用」層、請負人は「日用」層の支配を可能ならしめる「媒介的地位」となる。⁽⁴⁾

では「請負」とは何か。享保七(一七二二)年、評定所は組合辻番の請負廃止案を「番人手前三而抱候而ハ、請負人之抱候ハ大分過金出候故、人数減候而も小身之者ハ迷惑可仕候」・「小身成もの抱候中間、唯今迄之番人、同事之ものニ御座候へハ、昼夜外に差置候而不埒無之様に吟味届兼可申哉と

奉存候」の二点から否決する。⁽⁹⁾ここでは、「小身成もの」の場合、直接雇用・請負とも番人は「抱」であって、両者の差は武家自身の番人の監視の有無にすぎないことに注目したい。請負人が番人の雇用・辻番所の管理を行うこと、すなわち辻番の外部位化こそが「請負」の内容なのである。⁽¹⁰⁾

(2) 日割組合辻番・一手持辻番

——対馬藩を素材に——

さて、従来、日割組合辻番・一手持辻番は請負化しないゆえ、治安維持能力が相対的に高いとされてきた。⁽¹¹⁾しかし、別稿でも触れたように、これらも例外ではない。以下、対馬藩上・下屋敷の事例を素材に大名の辻番の「請負」の実態を見ていきたい。⁽¹²⁾

〈I期 明和八年二月以前〉「直抱」の時期。管見では上屋敷辻番の初出は承応二(一六五三)年三月の日割組合辻番二ヶ所であり、元文元(一七三六)年以降は一手持一ヶ所の負担となる。また下屋敷には宝永二(一七〇五)年三月に一手持一ヶ所が設定された。運営の詳細は不明であるが、元禄四(一六七二)年に欠落した上屋敷辻番人「江戸組足軽」は全て「江戸抱之足軽」であり(表1)、⁽¹³⁾「直抱」とは藩が江戸で足軽を直接雇用すること、と推測される。

〈II期 明和八年三月〜寛政元年三月〉両屋敷で一括して「請負」が行なわれた時期。宝曆・天明期には財政悪化が極に達し、幕府からの数度の拝領金、安永五(一七七六)年には私貿易「断絶」という虚構による永統御手当金二〇〇〇両を獲得、また天明期の「御主法」、寛政期の「御俵徳」といった藩政改革が断行された。⁽¹⁴⁾かかる時期、明和八(一七七二)年三月、辻番請負願が出される。

A

一 辻番所之儀、御上屋鋪、御下屋鋪共ニ江戸組足輕數十人召抱為相勤候処、他家者右辻番所請負勤ニ被仰付候御方在之与相聞、段々為聞合候処右之通被仰付候御方数多在之与相聞、請負方吟味為致候処左之通申付候而、上・下御屋敷辻番所ニ而老ケ年金百三拾五兩ツ、ニ而可相勤旨今宮屋藤兵衛申出、老ケ年百貳拾兩御入目相減候与相見、御時節柄不輕筋ニ候故、則右之者江請負申付候間、被得其意、各々夫々差配可被致候

(中略)

杉村直記 江戸家老

御留守居中

御勘定奉行所 被得其意請負之者へ可被申付候

B

江戸組足輕 喜兵衛

右者宝曆六子年召抱数年相勤功者ニ相成、人柄相応之者ニ而組中示方之為去酉年御譜代並小頭申付、前後十六ヶ年相勤、近年御時躰ニ付江戸組中給金相滞難渡之節、御時躰を存申論方尽深切、此節御儉約ニ付人数相減シ他之請負ニ申付候筈ニ相成候、左候時

公義ニ拘候番所、新法之取引不安存候処、喜兵衛儀是迄之形を以人数相減、請負へ相与候金数を以請持、勤掛之物共江為相勤候様申組、御外聞も宜御安心之筋ニ相成、其上先達乍小分借金相働候儀も有之、輕者二者奇特之勤方ニ候、依之此節為賞賜最前請負頭取江相与候筈之式人扶持之内、番所請持勤ニ相成居候限り老人

扶持小頭給金相与候間、臨時之御出方不相成候様右式人扶持之内

ニ而致頂戴、尚亦以来令精勤候様可被申付候、已上

三月朔日

杉村直記

御留守居中

御勘定奉行所

可被得其意候

(傍線筆者、以下同じ)

対馬藩は、財政悪化による江戸組足輕への給金の滞りのため、上・下屋敷の辻番の請負を検討、番人減員によって二二〇兩の減額をもたらし今宮屋の請負願を一旦は認める。だが、「公義ニ拘候番所」ゆえ「不安」であり、江戸組足輕喜兵衛の同一条件の「請持勤」を採用する。請負人の願出は江戸組足輕の抵抗にあつて実現せず、譜代並の奉公人による請負が行なわれたのであつた。今宮屋の正体など不明な点も多いが、ここでは以下の点に注目したい。①当該期に「請負」を行う藩は「数多」存在し、一般化していた。②請負のメリットは減員による低額化にある。③藩は「公義ニ拘候番所」との認識から請負を躊躇するが、これは請負に伴う藩側の監視の弛緩を示唆している。④喜兵衛の経歴より、I期の「直抱」とは、奉公人の中から譜代並の小頭に昇格させた者に番人を統括させるシステムであると推測される。

C こうして始まった請負だったが、二〇年を経た寛政元年、江戸屋敷の「御儉徳」の最中、左の如く、「直抱」に戻される。

(前略) 辻番所之儀、表掛見掛ケ之場所ニ而是迄之ことく請負抱ニ被仰付候而ハ足輕共人品至而見苦敷相見候故、当節方御直抱ニ

被仰付候事ゆへ人物へ素芸術等心掛候者猶又格別逐吟味召抱候様
被取斗、小頭之義も別而人物相撰可被申付候（後略）

実際には経費節減のため、上屋敷では小頭喜兵衛・元小頭（小頭
二名のうち一名を降格・大部屋夫三人・宿屋請之者）六人、下屋
敷は元棟下代与右衛門（閑職ゆえ転役・宿屋請之者）六人と、他
の部局の「日用」層の補填によって「直抱」は実現された。請負に
よる番人の質の低下が「直抱」回帰の要因であるが、ここではそれ
が直接雇用による番人の質の向上を目指したものであって、依然と
して番人が「日用」層であることに留意したい。

〔Ⅲ期 寛政元年四月以降〕「直抱」を基調としつつも再度「請負」
に傾斜していく時期。天保六（一八三五）年、上屋敷辻組に二二年
間奉公した富八が「部屋取締方」を命ぜられて「宿屋判抜御譜代申
付」となった如く、I期同様、番人の中より譜代に昇格した者が統
括にあたった。また番人の供給源は、万屋半兵衛（五番組）・中村
屋兼吉（七番組）、以上上屋敷、遠州屋吉右衛門（三番組、下屋敷）
といった人宿であった。

だが慢性的な財政窮乏の中、下屋敷では弘化元（一八四四）年三
月に減額を理由に遠州屋の請負願を許可、上屋敷も嘉永四（一八五
一）年九月、「既寛政年改法之主意も有之、決而御取揚不被成義な
から、当時之躰勢御藩中之御渡方一切不被相届程之事ニ而、時躰不
得止」と万屋の請負願を認可する。ただし上屋敷では安政七（一八
六〇）年三月、治安悪化を背景に「万一請負ニ而不都束之次第相生
候時者御外聞相拘不相済段彼是相達迄茂無之」として「人物者素、
相心之芸術嗜有之者」を「辻組十二人直抱」することが決定された。

幕末には財政悪化により請負が不可避であったが、上屋敷について
は「外聞」の問題から「直抱」が維持されたのである。

上記の対馬藩の検討から以下の点が看取できよう。

①「直抱」とは、交代の者も含めた番人全てを江戸で抱え、年数
を積み「人物相応」な者を譜代の部屋頭として直属化して辻番所を
管理することである。この場合の番人の供給源も人宿であり、よっ
て番人は「請負」にかかわらず基本的に江戸抱の「日用」層と言え
る。

②「請負」とは番人・番所の管理を請負人に委ねることを意味し
た。番人給・維持費は低額となるが、番人の質の低下は免れない。

③ゆえに、藩側は辻番——「公義ニ拘候番所」——を基本的には
「直抱」で担おうとするが、財政窮乏の下では減額が必至となり、
「請負」に依存せざるをえない。対馬藩でも上屋敷については「外
聞」から「請負」が短期間にとどまった如く、同じ藩の辻番であっ
ても屋敷による相達が考えられるが、「請負」への傾斜は一般化で
きよう。

(3) 章括

本章では対馬藩を事例に、組合辻番・一手持辻番とも番人が「日
用」層であることを指摘した。むろん大藩では藩直属の譜代奉公人
を辻番人にある場合もあるが、別稿で触れた如く、幕末には番組
人宿の職種にあげられるなど、辻番人は人宿から雇用することが一
般的だったと想定しうる。つまるところ各藩にとって辻番は負担に
すぎず、ゆえに江戸抱の「日用」層が辻番人として立ち現われるの

だ。「請負」と「直抱」の差は武家の番人・番所の直接管理の有無であつて、辻番制度は「今城下にて召仕う出替り者は方々渡りありき(中略) 健やかなる者は年の若きうちは渡りありき、年よれば辻番などになり、はては乞食になり、火付盗賊をもするもの也」といつた「日用」層―無宿の世界で運用されざるをえない。ではその渦中で、辻番はいかなる変容を遂げるのか。左は次章で検討する享保八(一七二三)年の組合辻番の請負仲間結成の際の「辻番惣請負人々被取置候証文」の誓文部分である。

(前略)

- 一番人之内、勤成兼候老人・病人差置申間敷事
- 一人殺・火付・盜賊之聞へ有之者を存ながら番人ニ召置間敷事
- 一人墨有之者・欠落者召置間敷事
- 一宿元儲ならざる者召置間敷事
- 一人殺・火付・盜賊其外悪事有之者を暫くも番所ニ隠置せ申間敷事

一博奕・遊女・酒商売、惣て人集番所にて致させ申間敷事

一於番所、他所之者之宿暫くも致させ申間敷事

附、何にても領り者致させ申間敷事(後略)

請負によって担われた組合辻番では、①番人の質の低下(老人・病人)、②犯罪の世界との接点、③商売の場、といつた現象が一般化してゐた。①は緊急時以外は時回りのみという職務内容に、③は辻という場起因する、ともに辻番に固有の現象である。②は「日用」層―無宿の世界に一般的であるが、目明が「訴人」による犯罪捜査という性格を持つのに對し、屋敷拝領者の役として設定され

た辻番にとってそれは不都合であり、犯罪の温床化を意味するものであつた。以上が辻番の変容の具体的内容である。

従来、こうした変質は請負化⁽²⁴⁾機能低下⁽²⁵⁾形骸化、と説明され、伊藤氏も大名・旗本の負担意識を即「請負」という形に直結している。確かに「請負」は辻番の変質を加速するものであつたが、既に「請負」以前に負担意識によつて辻番人が「日用」層となつていたことことに留意すべきであらう。かかるところに、後述する如く、武家の財政窮乏に伴う給金減額・番人の減員・監視の不徹底、請負人の利益追求に伴う不正、基準となる屋敷の混乱(切坪相對替・町屋化)、といつた諸要素が機能低下を助長するのである。

幕府の江戸治安維持の基調はあくまで辻番システムと巡邏システムの分業体制にあつた。制度の確立後、辻番政策は主に組合辻番を対象に機能回復をめぐる展開するが、辻番が、「日用」層を不可欠とするならば、辻番政策は「日用」層支配と密接な関係を持たざるをえない。また負担者の救済・武家地支配といつた諸政策とも不可分である。以下、従来形骸化論に對し、上記の諸点に着目して一八世紀以降の辻番政策の検討に論を進める。なお紙幅の関係上、既に先行研究で明らかにされた事実関係については極力割愛する。

二 辻番政策の展開

(1) 享保期の請負仲間設定とその破壊

获生徂徠はかの『政談』を「江戸町中ならびに武家屋敷のしまりの事」から筆を起こした。とりわけ武家地の治安維持体制の批判は痛烈である。「これ武家屋敷は面々の塀の外は往還の道なれば、支

配する人なく、道奉行支配なれども、江戸中広き道々を、道奉行わずかの支配にて参り届くべきようなし、「当時辻番というものありて、何の役に立たぬを、面々屋敷主割合にて辻番の物入りを出す」と。徂徠は辻番を廃止し、町方同様に木戸を付けることを提案する⁽²⁸⁾。

はからずも徂徠が、辻番人を「日用」層と認識したことは先述した。幕閣は辻番の機能低下の根源をここに求めた。ゆえに請負の統制が行われる。享保期の都市政策では、支配管轄の整理（本所・深川・山の手の町人地編入、武家地では目付支配のうち万石以上の屋敷内の老中支配化等）、支配機構の整備（町名主番組制度の設定、町奉行所の職掌改革、町奉行の二人制定着等）が行われた。また町火消の設置・火除地の設定といった防火対策が行われ、火付盗賊改が一人の役として再設定されるなど、治安維持機構も整備される。

かくして享保六（一七二二）年八月には公儀辻番の大半が廃止された⁽³⁰⁾。また組合辻番についても同五年、「番人不埒」のため「請負人過料」設定の何が両町奉行より老中に出され、同七年一〇月には請負廃止案が倉儀された。しかし、前述の如く、「小身之者」の負担にこそなれ質の向上は望めず、結局請負人への「重き過料」設定に帰結する⁽³²⁾。最早請負なくして組合辻番の運営は不可能であった。

くしくもこの直後、請負人二〇人が冥加金を条件に市中辻番所の総請負を出願、享保八（一七二三）年二月、幕府は仲間結成を認可し、冥加金免除の代償に「懺成番人差置」ことを命じた。市中全域の組合辻番六八〇ヶ所を五分割して負担したが、仲間二〇人の居所は北西の場末に集中し、請負区域と離れている点から、特定地域の者が請負独占を狙ったと考えねばなるまい⁽³⁴⁾。一方、幕府にとって

仲間認可は別の意味を持つ。既に万治三（一六六〇）年三月蝕や御条目において人数不足と「老人」「病人」が問題化していたが、当時の組合辻番はさらに深刻な状況にあった。また当該期は番組人宿の停止期（正徳三（一七二三）年～享保一五（一七三〇）年）に該当し、「媒介的位相」支配の混乱が推測される。幕府は仲間認可による請負人の限定によって、機能の維持・「日用」層の場たる辻番所の統制を目指したのだ。

しかし幕府の思惑は見事に外れた。結成の翌年六月には佐次兵衛・平四郎が請負取上、享保一〇年五月に八左衛門が「悪党者」を辻番人に置いたかどで過料一〇貫文のうえ請負場所を取上、同二年五月には善兵衛が遠嶋、久右衛門・安右衛門が牟死⁽³⁶⁾。同年一月、仲間解散するに至った⁽³⁷⁾。

幕府は、解散と同時に各組合辻番に「頭取」を設定した⁽³⁸⁾。「頭取」とは組合の構成員中から指名され、年番・月番免除で交替なく一家が勤める、いわば各組合の恒常的な代表者である。「頭取之方心得之覚」⁽³⁹⁾に「組合辻番請負之者極、番人共被差置候節、老人又者病人躰之者不差置、諸事辻番所猥成儀無之、作法宜御申付可有之候」（第一条）とあるように、最大の職務は請負人の人選・番人の統制にあった。幕府は請負仲間の破綻によって辻番の負担者側の組合辻番のシステムを改変したのである。しかし頭取制度の速やかなる徹底は疑問である。旗本森山家の組合辻番所では、寛保四（一七四二）年一月、同家の年番の書類引継の際に頭取の心得を発見、頭取に問合の結果、「只今迄ハ組合年番ニ而番人請負給金割合被致世話來候得共、今年も頭取ニ而可被致世話」との返書があり、設定後一

四年を経てようやく正規の機能が開始されたのであった。⁽⁴⁰⁾

「日用」層による辻番の変質は、幕府の治安維持体制を揺るがすものであり、享保七年には請負廃止案が僉議される。かかる時期、一部の請負人が権利の独占を目指して仲間結成を願出、幕府は番組人宿の停止期という状況の下、治安維持機能の回復を期待して請負人の限定を認めた。しかし事態は変わらず、仲間を解散、頭取設定による武家側の組合辻番の強化に至ったのである。

(2) 日用層の増大と辻番

一八世紀後半、農民層分解に伴って貧農層は江戸に流入する。彼らは「日用」層、さらには無宿となり、病人・倒者・怪敷者といった姿で辻番の取締対象となった。しかし取締の側の辻番人もまた「日用」層であり、彼らと同類である。通説で頻繁に引用される当該期の川柳では、「辻番ハ棒をつかぬところぶたち」と嘲笑の格好の対象⁽⁴¹⁾のだが、番人は老人ばかりではない。

〈事例1〉 宝暦一四(一七六四)年五月、交代寄合溝口弾正・寄合堀田兵部の組合辻番人小沢五兵衛は、溝口の厩中間に頼まれ、消墨の会津無宿金八を辻番所に暫く差置いたかどで、江戸払。

〈事例2〉 安永八(一七七八)年二月、本所石原内藤丹波守組合辻番所の番人中田元介を江戸十里四方追放。同年四月に相番人の谷田小兵衛が廻り場で殺害された際、町人鉢の男に切られたと偽証したがための処罰である。さらに、昼三人夜五人動番の規定を破って中田・坂田・谷田の三名のみを番人に置き、「五人分給金老ヶ年十四兩宛受取罷置、式人減少致し置給金之内徳用ニ致し」としていた請負人本所長崎町家主茂八も敵の上十里四方追放となった。

〈事例3〉 天明二(一七八二)年七月、「元飯田町長右衛門店善六方居候七助」が所私となった。七助は「西丸御小納戸能勢小太郎組合辻番所夜番人相勤、昼者駕昇渡世いたし、夜者右辻番所互相詰候」者で、前年八月に駕昇渡世に出た際に相方が途中で急死し、辻番所勤めに間に合わず、番人が欠けた為、処罰されたのである。⁽⁴²⁾

右の三例に、「日用」層の空間としての辻番所の変容、請負人の不正、夜番人の実態、を見ることができる。「日用」層にとって辻番が単なる老人・病人の職でないことは明白であろう。こうした辻番の変質は、本来の治安維持機能に支障をきたした。

明和元(一七六四)年閏二月には万石以下組合辻番所に、翌二月には万石以上組合辻番のうち請負分に、「番人さへ差置候得は宜と而已相心得、年齢之儀不及頓著、其上諸事申付等も等閑ニ成行候向も有之様相聞」として頭取の機能低下を戒諭。⁽⁴³⁾同四年一月・安永四(一七七五)年一月には「怪鋪者罷通候ても見遁」「廻場見廻等不行届不埒之所も有之」・「辻番所え人集」といった治安維持機能の弛緩が、一手持辻番も含む全辻番で問題化した。⁽⁴⁴⁾

安永七(一七八八)年四月の無宿取締令の貫徹を図る幕府は、⁽⁴⁵⁾同年二月、ついに組合辻番全てを「辻番所ニ無宿悪党之もの差置候儀も有之趣相聞、甚不屈候」と取締対象にし、「町方組同心、火附盜賊改組之もの共踏込、召捕」を許可する。⁽⁴⁶⁾こうして辻番は取締の主体から客体にその立場を反転させていく。

一八世紀後半の「日用」層の増大の中、辻番は治安維持機能をより求められていくが、それとはうらはらに機能低下が進行していっ

た。明和年間以降の度重なる戒諭にもかかわらず、機能低下は一手持辻番にも及び、ついに安永七（一七七八）年には組合辻番が無宿取締令の対象となる。かかる所におこった天明のうちこわしでは江戸の治安維持の無力さが露呈され、辻番の機能回復が切実になると同時に、辻番自体が「日用」層対策の視界に入ってくるのである。⁽⁴⁷⁾

(3) 寛政の請負組合設定とその展開

寛政改革では都市問題、特に天明のうちこわしに帰結した「日用」層・無宿対策に迫られ、旧里帰農奨励令等の諸政策が行われる。また頻発する盗賊に対し、寛政三（一七九一）年四月に舟手組・先手組非番の者に巡邏が、武家屋敷に治安維持強化が命じられた。⁽⁴⁸⁾だが、辻番の実態は改変されない。

寛政三年九月、辻番請負人の本所菊川町三丁目三右衛門が重追放、請判人の深川富川町平蔵が過料三貫文となった。⁽⁴⁹⁾平蔵が請人となった番人二人が出奔、小頭の人選で代番を置いていたところ、「小頭伊藤専助事勝右衛門、盗賊と乍存、無宿もの番人ニ致し置、盗取候品々質入いたし遣、右代金銭之内貰ひ請又ハ借請、其上無宿とも辻番所ニ罷在候内、数ヶ所夜盗ニ入、盗取候衣類雑物辻番所ニ而売捌候」といった事態を招き、裁きをうけたのである。

同六年には「下谷松下町式丁目代地辻番請負人家主又左衛門方二居候」佐助が、山本大次郎頭取辻番所に勤番中、盗人の無宿常吉より盗品を「得に出所も不相糺、右品、売払遣候」かどで武家奉公構となつた。⁽⁵⁰⁾なおこの際、「山本大次郎頭取辻番人勤中之儀にて、悪事有之ものを制し候身分ニ付、一通之足輕・中間と違ひ可申哉ニ御座候処、先達て暇を取、当時辻番請負人又左衛門方二居候ものニ付、

奉公構」となった点も注目される。すなわち辻番人は「一通之足輕・中間と違」う者であったが、暇をとり、請負人の元に寄りとして包摂されている時は単なる日用取なのである。

右二例はまさに氷山の一角であった。組合辻番に対し、幕府は寛政元（一七八九）年一月の戒諭に続き、⁽⁵¹⁾同三年一〇月、「場所ニ寄御定より不足之向も有之、并痛所等にて歩行不自由之者差置候類も有之哉に相聞候」として番人改を命じ、また「番人給金等滞候向も有之故、不宜もの共も入込候由風聞而已にて（中略）、若万一辻番所出銀等滞候ハ、其組合頭取より拙者共（目付一筆者註）迄御申聞可有之候」とした。⁽⁵²⁾すなわち、幕府は武家側の出金滞滞を組合辻番の機能低下の一因と認識したのである。また同三年三月には、組合内の家督相続・改名を目付へ連絡することを義務づけている。⁽⁵³⁾

こうした武家側への統制強化とともに、寛政五（一七九三）年六月、再び請負人の組織化に組合結成がなされる。⁽⁵⁴⁾この惣代他三一人計九組で構成された組合は、請負人の願出を契機とした享保の仲間とは異なり、「近來辻番奉公人共不埒成儀も有之、請負人とも不取締ニ付、今度吟味之上辻番請負組合申付候」と幕府の主導によるものだった。「持場分杯と申二而者決而無之候」として「屋敷々より勝手次第受負替」を認可したように（第三条、あくまでも「取締申合行届候為」の組合なのである。では組合結成の目的は何か。

一畢竟辻番請負人共不束ニ付、奉公人ニ給金渡し方等不足致し候故、辻番人共も不束等多く有之、方く不届ニ候、給金者其組合極通無相違当人江可相渡事ニ候、尤判賃之儀、兼而員数を極置、決て余計取申間敷候（第一条）

幕府は、番人の質の低下の要因を給金渡方の不正とする見地から、請負人の取締を組合に期待したのである。また、幕府は利益の独占という商人の論理を排他性として利用し、新規加入者の糺、組合外の取締を命じた(第四條)。さらに第二條では「前より定」の違反者の請負取放・新規寄子の身元の掌握と届出、を定めている。

以上、①寛政の請負組合は幕府が取締の便宜のために設置したものであり、②その主眼は給金の中間搾取の監視、及び寄子の掌握にあった。③については、辻番の「日用」層取締対象化の流れの中で、吉田氏が述べた「一八世紀末における媒介的位相の再編」の一環としての性格を指摘できよう。ただし、氏が指摘した人宿の中の「二次的グループ」にあたる辻番請負人組合が公的に設定されたのは、辻番の治安維持回復に主眼があったためと考える。

だが、寛政七年一月には早くも「惣而組合辻番所」で番人の減員・見廻の「等閑」が問題化し、戒諭の触が出された。同六年一月には先手組・番衆に辻番・自身番の監察が命じられ、さらに同八年三月、先手与力・同心が廻りの際に辻番所に手札を渡し、番人がこれを集めて月初に「向寄御目付」へ提出することとなる。また享和元(一八〇一)年七月には「巾着切腹途中之盗いたし候わるもの」による犯罪が頻発し、町方は「町奉行所手先」によって静まったが、武家方はいまだに「不相止様」ゆえ、目付より辻番所に「格別心を附召捕、届ニ不及、町奉行并火付盜賊改え引渡可申事」とされている。文政五(一八二二)年七月には、「異変取扱方差支可申」として譜代御家人のうち「無席小給之者」を辻番組合とは別個の「組々支配限」の「組」に再編成、強化しているが、これはこうし

た現実を反映したものであろう。請負組合は幕府が請負人―「日用」層を把握するには有効であったが、その治安維持機能の低下を阻止する術とはなりえなかった。

さらに負担者である武家の慢性的な財政悪化の中、同八年五月、松代藩では江戸詰の足輕給金が減額され、相田屋半左衛門請負の南部坂屋敷辻番二ヶ所に関して出金の仕法が開始される。これは納戸方出金の足輕一二人分の給金・扶持・雑用費を「六九両三分・七匁二分」に設定した上で、五四両で二人を召抱、残金を紀伊國屋善九郎に年一割の利子で貸し付け、辻番の修復など屋敷の「御普請方手段金」にあてる、というものであった。以降紀伊國屋以外への貸付も加わって安政三(一八五六)年には残金が三〇五両三分・七匁九厘に達し、その一部は嘉永四(一八五二)年以降毎年二〇〇(五〇両が「御在所御足輕高島流砲術稽古」として活用されるに至る。結局、三四年間で辻番所の修復費用は約五〇両にすぎず、松代藩では仕法が成功した訳だが、ここでは仕法の当初の目的が臨時出費にあったことに留意したい。例えば、対馬藩下屋敷辻番所の文政七(一八二四)年の「改建」願には「寛政十戊午年新規建替ニ相成候以来年数ニ及、古損修補難相成」とあるが、実はこの二六年間には少なくとも二回の修復が確認でき、辻番所の耐用年数の短さが窺われるのである。これに火災等が加われば修復・建直しの頻度は推測されるよう。ちなみに建直しの費用は四〇両前後である。当該期の松代藩の仕法は、各藩・旗本の財政悪化の中での一つの帰結なのである。

幕府は番人の質の低下の要因を出金の遅滞に求め、寛政五年に再度請負人組合を設置、請負人および寄子(＝番人)の掌握を図る。

表2 天保14(1843)年目付・「重立候請負人」・辻助らの請負額(年額)案(『市中取締類集』)

内 訳	万石以下組合辻番 (中間番 昼2人・夜4人)	万石以上組合辻番 (足輕番 昼3人・夜5人)	二万石以上組合辻番 (足輕番 昼4人・夜6人)
目付の減額案(単位:金)	13両0分	18両2分	22両2分
A. 8月提出案(単位:金+銀)	19両3分2朱 2匁6分5厘	34両1分0朱 0匁2分5厘	41両1分2分 6匁9分5厘
B. 8月修正案(単位:金+銀)	19両2分0朱 3匁5分0厘	33両1分0朱 8匁9分0厘	40両2分0朱 8匁5分0厘
C. 閏9月決定額(単位:金+銀)	17両0分0朱 0匁0分0厘	30両0分3朱 0匁0分0厘	38両0分0朱 0匁0分0厘
辻助請負案(単位:銀)	750匁0分0厘 (金換算12両2分)	1貫95匁0分0厘 (18両1分)	1貫350匁0分0厘 (22両2分)
辻助請負案のうち手代給金	15匁0分0厘	15匁0分0厘	無

その背景には一八世紀末の「日用」層支配の動揺、再編があった。しかし、組合設定、先手・番衆による恒常的な監察、さらに「無席小給」の御家人負担分の再編も辻番の機能の回復には至らない。辻番の機能低下を阻止することはもはや不可能であった。

(4) 天保期の株仲間解散と辻番請負組合

天保の大飢饉は各地で騒擾を引き起こし、天保七(一八三六)年六月、江戸でも殺伐とした状況の下、「盗賊手ニ余り候ハハ、打

殺し候而も宜敷由」が申渡された。同一二年一月には

一手持を含む全ての辻番に戒諭の触が出される。また同五年一月には町名主に行倒の救護が命じられるが、

武家地として例外ではなかつ

(66)

ところで、周知のごとく天保一二年二月には諸問屋株仲間組合解散令が出される。辻番請負組合についても、翌年三月には辻番を管轄する目付が町奉行に「辻番請負之儀も此度御趣意之趣早く行届不申候而者御触面ニも廻籠仕候間」と解散を促したが、この場合は武家財政の救済・治安維持機能の両面から町奉行所の指導による請負額の統制が行われている。以下その経過を追ってみよう。

同一四年七月、目付より「場所柄・場末ニ不拘、番人共給金不同ニ無之様取極、嚴重ニ為相動可申旨被仰渡候ニ付、向後辻番人共給金相増居候分者相減、不足ニ請負致し居候分者相増候積」(表2)が町奉行に提出され、公定請負額の検討が依頼された。目付は請負額の公定によって辻番の機能回復を目指したのである。さらに辻番は「居附罷在候奉公之儀」ゆえ一般の奉公人より給金を低額に設定すべきと主張、「別紙積り書ヲ入用相減、手堅く相動候儀申立候者」を捜すことを提案する。同一三〜一四年の猿屋町会所・馬喰町会所の貸付金仕法の改革と同様、辻番の負担者、特に旗本の救済の意図が窺われよう。

翌八月、これをうけた町奉行所は重立った請負人に「平均見積書」を提出させた。表3は請負人と請負区域を示す。閏九月の二九人中一四人が再興後の番組人宿に加入しており、双方の職務の近似性が看取できよう。かくして奉行所は各地域の有力請負人の指導によって請負額均一化の徹底を目指したのであるが、「忽而辻御番所勤方并諸人用之儀者、御場所柄且御成御道筋、亦者場末ニ而勤能場所三而高下不同御座候間、一樣ニ者難申上候」と請負人が述べるよ

表3 天保14(1843)年8月~11月「重立候請負人」一覧(『市中取締類集』辻番之部下「御府内組合辻方角割附人数名前書」より作成)

8月分 式十式人		
請負人		請負地域
元飯田町半四郎店	山城屋長兵衛 9	神田橋御門外通△筋違御門外御成道下谷広小路△
小石川指谷南片町家主	伊勢屋嘉兵衛 8	西側境, 半蔵御門外麴町通四ッ谷御門外同所大通
小石川蓮花寺門前家主	佐野屋仁右衛門	内藤新宿成子辺迄北側境
小日向臺町家持	(鎌倉屋) 源七 2	小川町・駿河台・湯嶋・本郷・根津・谷中・駒
牛込御細工町伊八店	柏屋源左衛門	込・巢鴨・小石川・小日向・目白台・番町・牛
市ヶ谷田町家主	大和屋與右衛門 9	込・市ヶ谷・四ッ谷・大久保
千駄ヶ谷町家持	相模屋平右衛門	半蔵御門外△麴町通四ッ谷御門外内藤新宿△追分
鯉河橋仲町家持	稲佐屋七兵衛	境, 辛橋御門外芝口新橋△高輪迄西側境
四ッ谷伝馬町三丁目與兵衛店	上総屋十右衛門 9	麴町・永田馬場・赤坂・四ッ谷・千駄ヶ谷・青
西久保天徳寺門前家主	鍛屋庄兵衛 5	山・渋谷・外桜田・西久保・麻布・高輪迄
西久保天徳寺門前伊八店	相田屋半左衛門 5	
芝南新門前二丁目目代地家持	福島屋三郎兵衛 7	
大伝馬町二丁目家主	嶋屋忠八 5	辛橋御門外△芝新橋境築地鉄砲州迄, 神田橋御門
新石町一丁目家持	松屋茂兵衛 *	外通△筋違御門外通御成道下谷広小路東側△大川
山城町梅次郎店	浜松屋紋八 6	境迄
麴町準町銀蔵店	野口屋孝左衛門 *	築地・鉄砲州・八町堀・浜町・神田・浅草・下
神田明神表門前五人組持店	松屋市兵衛	谷・金杉・三之輪・山谷
神田松下町二丁目目代地藤十郎店	伊勢屋左五兵衛 10	
本所菊州町	万屋善左衛門一	永代橋兩國橋大橋向
南本所外手町家主	川村屋治助	本所・深川一円
南本所横綱町兵助店	出羽屋良助	
深川猿江町家主	池田屋善五郎一	
10月加入分		
市ヶ谷田町四丁目家持	(春木屋)六兵衛 9, 新石町老丁目家主	(住吉屋)作兵衛
赤坂裏伝馬町三丁目家主	豊次郎, 神田松永町家主	(佐野屋)宇兵衛
本郷春木町三丁目家主	(佐渡屋)長三郎, 元赤坂町祐助店	権右衛門
新橋出雲町長兵衛店	(竹沢屋)嘉助, 四ッ谷坂町家主	甚四郎
瀬戸物町家主	(岡崎屋)平右衛門	

— = 8月の請負高提出(表2)の際の惣代

—— = 10月段階で名前の無い者

() で示した屋号 = 明治2(1869)年辻番請負組合の名前から復元した者

数字 = 嘉永4(1851)年「諸問屋名前報」で属している番組入宿の組番号

* = 元治元(1864)年「十一組入宿年行事」(都立中央図書館蔵)で番組入宿に属している者

ゴシック = 享保8(1723)年の「辻番請負仲間」に所属した者

表4 天保14(1843)年の市中辻番請負額の状況(『市中取締類集 辻番之部 中』より作成)

	番人給金(両、分)		諸入用(両、分)			合計 (両、分)	
	昼番人給金	夜番人給金	一ヶ年油燭燭大提 燈廻り挑燈張替共	勝手諸道具量 畳表替水汲代共	番人病氣引込代り 雇代請負人手当		
中間番 2 4	下	5.0=2.2×2人	1.0=0.2×2人	1.0	(余時入用ニ 而被下置)	2.0	9.0
	中	8.0=4.0×2	3.0=1.2×2	1.2	2.3	1.3	17.0
	上	13.2 ⁽¹⁾	1.2=1.2×1	1.2	2.1	3.1	22.0
足輕番 3 5	下	11.1=3.3×3	1.2=0.3×2	1.0	1.3	2.2	18.0
	中	16.2=5.2×3	5.0=2.2×2	1.2	3.2	4.2	31.0
	上	27.2=5.2×5 ⁽²⁾	—	2.2	4.2	6.3	41.1
足輕番 4 6	下	14.0=3.2×4	1.2=0.3×2	1.2	3.0	2.2	22.2
	中	22.0=5.2×4	5.2=2.3×2	1.2	4.2	6.2	40.0
	上	36.0=6.0×6 ⁽³⁾	4.0=4.0×1 ⁽⁴⁾	2.2	4.2	6.2	53.2

(1) 「昼二人膳代り、一人ニ三人分給扶持」(2) 「昼夜五人差置、内式人ッ、非番取、老人金五兩貳分ッ、」

(3) 「昼番四人非番二人定、六人給扶持老人金六兩ッ、」(4) 「下番老人給扶持」

うに「平均」高の設定は困難であり、目付案との乖離は歴然としていた(表2A・B)。町奉行所は八月の見積に満足せず、引下を命じ、同月・翌九月と二回に渡って請負人惣代五人より再度見積を提出させる。こうした引下令に対し、閏九月、請負人二十九人は九月提出額を「此上別段引方可仕儀茂無御座候」とした(表2C)。

一〇月に至り、請負人麹町谷町家主銚助・彦四郎⁽⁷²⁾・卯右衛門の三名と手代一〇名が「御府内惣辻御番所御請負」を願出る。その見積は破格の値であった(表2)。この訴願は「先規之者共(従来の辻番請負人、筆者註)江被 仰付候ニおいてハ、私共義御請負も不仕、其上多人数之者共々後々迄意恨を被差含難波仕候」(第七条)とごく一部の者が権利の独占を目指したものであり、四一六の足輕番には手代の利益がないなど、彼らの請負独占が前提である。では、如何にしてこの低額の見積を設定しえたのか。彼らの願書に立ち入ってみよう。「四ノ二辻御番所番人平日四人差置、内式人者昼夜定番申付、尤見くるしく無之内職為致度、跡式人者昼之内者日雇其外ニ出稼為致、夜分斗り泊番相勤候様仕度候事」と、昼の番人には内職させ、夜の番人には日中は他で働く者を「泊番」させる(第二条)。「是迄之番人并下請負人共立得与御申渡被成下、追而番人共之善悪取調候上ニ而引替候様仕度」(第三条)。「多人数之内ニ者年重ね候ものも可有之哉、尤年来之者ニ而も、惣躰丈夫ニ而用弁宜敷もの者置申度、年齢・人物等格別ニ御吟味御座候而者相勤り不申候」(第四条)、と年齢・人物の吟味を緩やかにし、漸次かえていく。彼らの見積は、辻番所の現状を公的に認可させることで初めて成立したものである。町奉行所はさきの請負人二十九人に辻番請負額の現状を

諮問し(表4)、市中取締掛名主より左の如き添状を得る。

(前略) 四ノ二与相唱候中間辻番所請負金壹ヶ年金九兩位之分者請負人共金引合兼候間、内実者昼式人之番人江給金相渡、夜番人之義者番子与相唱、独身ニ而店持候儀も難出来程之者ヲ同居為致置、昼者銘ク日雇又者手紙使等ニ罷出、夜分斗り辻番所へ止宿為致、無給之者差置候ニ付、右を見込請負金高少金之趣ニ有之候得共、右ニ而ハ事実之儀ニ而ハ無御座、全請負人共之懐中ニ而之請負高ニ付、御取締之筋ニ者相成申間鋪、足輕番之義も右ニ準シ候儀に付、此度別紙(表4 筆者註)ニ書上候直安之請負高ニ而ハ都而事実之義ニ無御座(後略)

従つて、表4の「下」と同額の銚助案もまさに現状の公認を引き出そうとする懐中の請負額であつて、「都而事実之儀ニ而ハ無御座」ものになる。たとえ低額であつても銚助の願出は治安維持機能にかかわるものであり、幕府にとっては本末転倒な話だつた。

かくして一月、日付の承認をうけて、町奉行所より請負人二人人に対し、①場所柄にかかわらず閏九月に決定した請負額に従う、②番の人数・資格・給金渡方、新規寄子の改め等は寛政五年の規定に従う、ことが申渡された。ただし、嘉永四(一八五二)年三月の再興令の際には「現在人数」は計一〇八人(解散以前からの営業者九二人・以降の新規営業者一六人)にのぼつており、「重立候請負人」を通じた価格統制の実現は疑問とせざるをえない。

(5) 章括

辻番の制度の改変・請負人に対する組合設定といった幕府の政策は、「日用」層の支配と密接にかかわつていた。請負人に関する政

策を概括すれば、①享保期には請負人の願出を利用した仲間が結成されるが、これは番組人宿の停止期に該当する、②寛政期は組合の自律性に依拠した幕府からの設定であり、背景には宝暦・天明期の「暴発」に対する「日用」層統制策が存在、③天保期には、解散に伴う混乱に対して価格安定・武家の救済をめざし、請負額の公定が図られた、となる。幕府は、「日用」層―無宿の世界、その「運動の論理」の中で機能低下を免れなかつた辻番制度にあくまで依存したのである。次章ではこの制度の行方を見ていきたい。

三 辻番制度の消滅

(1) 幕末の治安維持体制と辻番
混乱を極める幕末の政情の中、「大君の都」たる江戸はテロの舞台となり、さらに開国に伴う物価高騰が治安悪化に拍車をかけた。

以下、幕末江戸の治安維持体制における辻番について概観する。

安政六(一八五九)年に「押込盗又ハ追落シ」に対して「不及召捕候ニ打殺候而可訴出候」との町触が出された。同年六月には歩行中の魯人三人が群衆の投石に逢つて松平越中守辻番所に避難するといった一件が発生し、外国人警護のため翌年七月には町々の番人に鉄棒が支給されている。また万延元年三月桜田門外の変は、まさに政治的テロの象徴と言えよう。

こうした「非常時」に際し、幕府は同月に持頭・先手頭に昼夜廻舟手に川筋取締を命じた。⁽¹⁶⁾ さらに閏三月、「近来御定之人数を減、其上極老之者或者病身躰之者杯差置向も有之」ため「乱心もの又者怪敷者等徘徊致し候而茂取押へき手立茂無之、見逃し候事ニ相成

番所之詮茂無之次第二候」として、「壮健之者相撰、御定之人数急度差出置」旨が全辻番所に申し渡され、徒目付・小人目付の監察が行われた。給金節減のため規定通りの番人を置いていなかった対馬藩の本所中屋敷組合辻番では急遽番人の増員を行っている。また一月には文政五（一八二二）年設定の「無席小給之者」の各支配限の組合を「近来軽少給之者、屋敷新規拜領或者相對替多等ニ而申合等難行届場所も致出来候」との理由で一部廃止する意向が示され、翌四月には修正した「持場絵図面」が配布された。相對替や貸長屋化の一つの帰結である。とはいえ、この段階では従来の辻番システムと巡邏システムの強化によって江戸の治安維持が担われていた。

文久二（一八六二）年、新たな親衛常備軍の創設、將軍家茂の二度の上洛、物価高騰による治安の悪化を契機に巡邏システムは強化された。同三年、前年暮に集められた浪人を「新徴組」に組織、また同年四月には上洛に伴って佐竹他大名四家に昼夜廻が命じられ、以後は大名も巡邏を行うこととなる。八（九月）には大名・交代寄合・寄合に「非常之為御警衛、所々御固」が、番衆に対しては「戦国之士風ニ帰シ候様憤発興起致シ」巡邏の再開が命じられた。各巡邏は翌年四月に開始され、「以後巡邏盛んに成り、江戸四里の間、昼夜巡行せざるところなし」という状況を産む。江戸はまさに非常事態を迎えていた。こうした中、万石以上・以下の辻番に「番人壮健之者差置」ことが命じられる。また二月には將軍上洛中の警備強化の中、「御府内屋敷・町取締、所々柵門并番所等取建候儀」が触れられ、武家地では辻番がこれらの管理にあたった。対馬藩上屋敷では同月に幕府の見分が行われ、翌一月に新規召抱二人と辻

番人二人で増番人四人を揃え、増道具を購入することに決定、五月には「近々 還御ニ至候而も閨門之儀、先是迄之通相心得、尤夜分騎馬ニ而通行之節者片扉を開相通候様」とこのシステムの継続が命じられている。幕府瓦壊を目前にして、かつての徂徠の「木戸」設置案が実現したのは皮肉ともいえるようか。

さらに元治元（一八六四）年一〇月には万石以上・以下組合辻番に左の触が出される。

（前略）是迄組合辻番何れも請負之者へ任せ置、雇人等差出候より有名無実の流れ候而已ならず、夫がために多分之元費相掛り候儀も有之哉に相聞、以之外に候間、右様之流弊は一切改め、実務專要ニ相心得（中略）、都而虚飾之儀無之御趣意徹底致し候様厚可被心得事

なおも幕府は「有名無実」の現状を改め、辻番システムを活用することを目指したのである。翌慶応元（一八六五）年五月にも、第二次長州戦争の留守中、辻番人の増人数が命じられている。文久二年閏八月の參勤交替緩和令以降も幕府は辻番の機能維持を図っていたのであった。

しかし、慶応二（一八六六）年八月には慶応の軍役改正によって番方が解体、遊撃隊等の別体系の軍隊が創設される。また、翌年大政奉還後には町奉行所附属兵、同四年一月には町兵の設置が計画される。こうした中、大政奉還後幕府が大名に「役」・役をかける根拠の喪失により、辻番は形骸化していったと考えられる。同三（一八六七）年二月には外郭の防備のために各橋に仮番所の設置・大名の配置が行われ、数ヶ所の辻番所に増番人が命じられるが、それ

はごく一部の辻番にすぎない。同四（一八六八）年一月には番組人宿等と共に請負人に寄子の人別改が触れられるが、「日用」層の把握であって辻番に治安維持を命じたものではなかった。⁽⁸⁷⁾同年四月、大名の帰国令に伴い、対馬藩では「当今之形勢ニ付、上下御屋敷辻番所人数之儀、他方様御振合も御座候付、此節右両番所御条目を始人数・付属品共不残為引払候段」を決定する。

文久二（一八六三）年以降、江戸の治安は軍隊の強化によって維持されたが、辻番システムもその一翼を担った。しかし慶応のうちこわし以降は、他の機関に頻繁に触が出されているのに対し、辻番に関する触が無いことから、辻番システムの機能は衰退していったと考えるべきであろう。特に大名の負担する辻番に関しては大政奉還による「役」・役の終焉によって、その機能は停止され、幕府も請負人組合を「日用」層を把握する機関としてのみ認識するようになる。しかし、今一度注目したいのは、文久二年閏八月の参勤交替緩和令以降も幕府が辻番の機能維持策を継続している点である。別稿で述べたように辻番は辻番高を基準とした役であり、「役」の体系の論理的崩壊によって初めて消滅しうるものなのである。

(2) 辻番の撤廃と再置

慶応四（一八六八）年六月、市政裁判所に市中死骸片付の者より辻番の取扱に関して伺が出された。⁽⁸⁸⁾「市政之関係いたし候筋ニは無之」として取り締まらなかったため、市中の大名負担の辻番所は「追々番人引払明家之儘差置候ニ付、乞丐非人之巢穴と相成、浮浪潜伏之もの等立交候様」な状態であった。同年七月には、江戸開市に先立って町方の木戸取壊とともに「藩邸周圍之勤番所非人之巢穴

図1 加賀藩本郷邸における辻番所再建例

(明治4(1871)年刊「官版東京大絵図」を修正・転載。辻番所の位置は、「尾張屋板江戸切絵図」を参考にした。)

●=再建された辻番所 (A=「麟祥院横辻番所」、B=「本郷四丁目木戸際辻番所」)

○=再建されなかった辻番所

5	南本所外手町家主	川村屋治助	△
	三十間堀三丁目鉄蔵店	冬木屋仙次郎	△
	深川御舟蔵前伊助店	堀内屋藤右衛門	△
	池之端仲町市郎兵衛店	大柄屋栄三郎	
	小傳馬町三丁目家主	田中屋佐市	△
	本所松坂町一丁目善兵衛店	万屋善左衛門	
	室町二丁目家主	金津屋與市	△
	本所花町家主	武蔵屋定吉	×
	本所花町栄太郎店	近江屋定吉	×
	深川西町次郎吉店	升屋清五郎	×
	南本所横綱町佐七店	出羽屋保右衛門 (1)	×
6/13	小石川下富坂町半右衛門店	伊勢屋善兵衛	×
	深川北松代町老丁目徳兵衛店	越前屋勝五郎	×
6	神田松富町藤十郎地借	伊勢屋左五兵衛 (10・A・B・C)	
	源助町家主	和泉屋平助	
	浅草三間町友三郎地借	近江屋清兵衛	
	本郷春木町三丁目家主	佐渡屋長三郎	
	神田松永町家主	中村屋卯兵衛 (9・B・C)	
	本郷二丁目家主	伊勢屋与兵衛 (B)	
	本郷元町二丁目家主太郎兵衛方同居	伊勢屋平兵衛	
	本郷西竹町家主	大嶋屋源助	
	米沢町一丁目家主	豊田屋仁兵衛	
	神田松富町家主	越後屋藤十郎 (1・B・C)	
	1/11	筋違橋御門外講武所隣町屋敷長三郎店	上総屋吉兵衛
7	山王町桑次郎地借	美濃屋喜平次 (C)	
	飯倉町五丁目新助地借	福嶋屋藤吉 (7・B・C)	
	芝新門二丁目地家持	福嶋屋三郎兵衛 (7・A・B・C)	
	麴町準町吉五郎地借	備中屋左兵衛 (6)	
	西久保広町家持	相田屋半左衛門 (5・A・B)	
	西久保広町半左衛門方同居	相田屋半右衛門 (5・B・C)	
	西久保広町半左衛門方同居	相田屋半三郎 (5)	
	芝車町家主傳五郎方同居	紀伊国屋伊兵衛	△
	西紺屋町久右衛門店	鍵屋庄兵衛 (5・A・B)	
	芝新門二丁目地與吉店	福嶋屋勝蔵	
	2/12	半左衛門方同居	相田屋半蔵 (B)
	庄兵衛方同居	鍵屋庄右衛門	×
8	千駄ヶ谷町家持	相模屋平右衛門	
	元蛟ヶ橋仲町家持	稲佐屋七兵衛	
	1/3	麻布広尾町家持	伊豆屋藤兵衛
9	神田佐久間町一丁目金蔵地借	伊勢屋利助 (11・A)	
	麴町二丁目家持	野口屋幸左衛門 (6・B)	
	本所相生町五丁目五人組持地借	佐野屋忠兵衛	
	根津門前町家主	伊勢屋惣兵衛	
	1/5	神田多町二丁目幸吉地借	三河屋幸七

註 1) 括弧内の記号の凡例

数字 = 「諸問屋名前帳」の番組人宿での所属番組

A = 文化 13 (1816) 年 (江戸拾老番組問屋判形帳) (三井文庫蔵) に記載のある者

B = 元治元 (1864) 年「十一組人宿年行事」(都立中央図書館東京誌料) に記載のある者

C = 明治 4 (1871) 年「十一組人宿年行事」(都立中央図書館東京誌料) に記載のある者

ヒ = 六組飛脚問屋仲間) に所属する者

註 2) ----- = 天保 14 (1843) 年の「市中重立候請負人」中に名前があった者

ゴシツク = 享保 8 (1723) 年の「辻番請負仲間」に所属した者

註 3) × = 明治 2 年 5 月の願書で休業中の者 △ = 明治 2 年 6 月の願書で休業中の者

とならん寧破却之事」が達せられる。⁽⁸⁹⁾

しかし明治二年三月、「中下大夫以下之輩諸侯ト組合持之辻番昨年来取払向も有之」という中で、「朱引内諸侯邸辻番所之儀、一手持或ハ両家以上組合之分トモ、従前之通、番人差置可申候」と朱引内の諸侯の辻番が再置される。これはあくまでも旧来の基準（屋敷数・石高）を無視した暫定的な措置であり、番人は減員、番所も「在来之分、最奇式箇所ヲ壹箇所ニ致シ」となったが、辻番システムは延命し、維新後の治安維持に活用されたのである。

この触を受けた加賀藩では、同年五月に本郷上屋敷の辻番所五ヶ所のうち二ヶ所（図1A・B）を再建し、割場付足輕から番人を出すことを決定した。⁽⁹¹⁾翌月にはAの番所前の倒者の介抱が行われるなど、実際の機能を確認しうる。しかし、同年九月、割場付足輕の不足のために代人を出していた他組の足輕が「出張数ヶ所有之出立差支、出入難差出旨」のため、Bの番人は廃止された。築地屋敷の辻番所では門番が番人を兼ねたところ、夜中に辻番所内へ非人度々寝入罷在、無用心ニ御座候」ゆえ取払が詮議されている。Bともどもその運命が推し量られよう。なおAの末期は不明である。

暫定的とはいえ辻番の再開は「昨辰年（明治元年、筆者註）四月中御諸家様方御国詰ニ相成、辻御番所番人引払、跡切ニ相成、年来之産業俄ニ相絶シ、数千之寄子は不及申一同之者家族方手段ニ盡果、極難心苦罷在候」といった請負人に生業の途を与えた。同年五月、請負人の惣代二名より仲間結成願が出される。嘉永の再興時には九組一〇八人であった組員も九三人となり、休業者を除く四組⁽⁹²⁾編成七一人の願出であった。（表5）。天保の「市中重立候請負人」

二九人のうち二五人が確認できること、人宿との兼業者が休業中の者も含めて三二人（三三％）にのぼること——両者の職の同質性——を指摘できよう。

なお管見の限り、明治二年三月以降、辻番に関する触を見いだすことはできない。辻番の完全な廃止は今後の課題であるが、賦課の基準となる諸侯の屋敷の収公、⁽⁹³⁾治安維持機構の一本化——警察の誕生——によって消滅していったと考えたい。

むすびにかえて

本稿で明らかにしたのは以下の諸点である。

①辻番の約七割を占める組合辻番を中心に「請負」は一般的であり、さらに「直抱」といえども大半の辻番人は江戸抱の「日用」層だった。すなわち、辻番の運営には「日用」層が不可欠なのである。これに請負人の論理・武家の財政悪化・頻繁な武家屋敷の相對替といった要素が加わり、治安維持機能は低下していく。

②従って、幕府は辻番の制度の改変・請負人に対する組合設定等策を講じるが、享保期・寛政期の組合設定等、その政策は必然的に「日用」層支配と密接なかわりを持つことになる。

③結局幕府は「日用」層——無宿の世界の論理による機能低下を阻止しえなかったのであるが、幕末の動乱期においても武家地における治安維持の担い手として辻番制度を維持した。辻番は屋敷拝領者の役として近世を通じて存続したのである。ゆえに江戸の治安維持における役割を過小評価することはできない。その一部は明治初年に再設置され、屋敷の収公によって終焉を迎える。

以上、本稿では一八世紀以降の武家方辻番をとりあげ、先行研究が指摘する「請負による形骸化」の内容を再考、番人Ⅱ「日用」層の観点から幕府政策の再検討を行った。江戸の治安維持の全体像、人宿・部屋頭——日用各々の論理等、残された課題は多い。このうち近代の交番制度との関係を仮説的に述べ、むすびにかえたい。

既に近代警察の成立については大日方純夫氏の研究がある。氏は近代警察を、行政警察が主体の大陸型（プロシア・フランス）の觀念の導入によって成立した「政府の警察であり、市民に対する犯罪を除去するよりも、政府に対する「犯罪」を予防し鎮圧することに熱心な警察」と規定、「日本近代国家が作りあげたそのシステムを一般的に述べれば、各区域内に設置した警察署を前線基地とし、そのもとにある派出所・駐在所を哨所とし、ここを起点とする巡査の日常活動によって、民衆の動静を日常的に監視・掌握しようとするもの」とした。⁽²⁴⁾ 右に学べば、近代警察の末端たる派出所と、屋敷所持者・地縁の結合の自律性に依拠した近世の辻番システムとは根本的に運営の原理が異なる。単純に辻番を今日の交番にたとえる概説的表現が不適切であることは言わずもがなであろう。だが、その形態上の近似性をめぐり、交番の成立過程を見ておかねばなるまい。

明治二年の交番の制度化は、プロシアから招聘された警察大尉ヘーンの「散兵方式」案によるものであるが、そのヒントは彼が各地の視察の中で見た局地的な制度にあった。金子仁洋氏はこの点に注目し、派出所の源流を「民設巡査」に求め、交番の成立を民衆からの要請と評価した。⁽²⁵⁾ しかし、単なる交番の伝統——正当性論は一面的であり、この点については「民衆」の検討もさることながら、

まさに近世の治安維持体制からの視角が不可欠である。都市部におかれた派出所は東京では成立が早く、建築物としては明治七年に「交番所」（立番を行う場所）の一部に「交番舎」が登場、⁽²⁷⁾ 明治十四年には立番の廃止によって一屯所内に八ヶ所の派出所が設置される。これは警視庁再置に際し、欧行から戻った小野田元熙の意見が採り入れられたものだが、金子氏によれば海外でこうした制度は確認しえない。よって派出所の発想の底流に辻番システムがあったことが推察されるのである。

むしろ交番成立の背景には、近世後期の都市上層民の公共負担意識の確立、あるいは西欧近代史研究で指摘される「規律化」の問題がある。だがその近代警察——「国家平常ノ治療」の為の「政府の警察」——の触手「交番」が、近世の治安維持体制の換骨奪胎・再編成によって定着しえたことも見逃してはならないのだ。

註

- (1) 伊藤好一「江戸の町かど」(平凡社、一九八七年)。なお、氏は「自警組織」の見解はとっていない。
- (2) 拙稿「江戸武家方辻番の制度的検討」(『史学雑誌』一〇二編三号)。
- (3) なお、この場合の役は身分の成立とららばらの「役」ではない。
- (4) 例えば、旗本屋敷の門番には無人化したものも多かったという(三田村篤魚「徳利門番」「三田村篤魚全集」第二巻、中央公論社、一九七五年)。なお別稿では幕末の組合辻番の請負を紹介した。
- (5) 「御触書寛保集成」(以下「寛保集成」と略記)二二八二—三・二二八九。

(5) 「御仕置裁許帳」(創文社、一九五九年)二〇七・四七九・九七二。前掲伊藤著所収の享保二年の津藩、宝永二年の鳥取藩(藩法集)一〇、創

文社、一九七二年、一三四八頁。

(6) 『正宝事録』第一巻、二二七九(日本学術振興会、一九六三年)。町の辻番のみならず、武家方辻番も含むものと考えたい。

(7) 『番組年行事上申書』(国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書)。

(8) 「日用」層については吉田伸之氏の「日本近世都市下層社会の存立構造」(『歴史学研究』五三四号、一九八四年)の理解に基づく。氏は、近世都市下層社会の最も基底的な存在として「事実上の労働力販売者層(「日用」層)を抽出し、その存立構造の分析において、支配と「日用」層の間に介在して「日用」層を直接的に掌握する「媒介的位相 α 」(人宿・日用頭)の存在を指摘している。

(9) 『撰要類集』第二(統群書類従完成会、一九七一年)二六八〜九頁。評定所一座・火付盜賊改二名より老中水野和泉守宛の上申書。

(10) 天保期の事例では、毎晩、夜番人は請負人より直接派遣されている(『御仕置例類集』第一五冊、名著出版、一九七四年、一四二)。

(11) 鷹見安次郎「辻番の話」(『東京史話』、市政人社、一九四〇年)他。

(12) 同藩の上・下屋敷は一七世紀後半から幕末に至るまで移動せず、また切坪相對替・拡張等にもかかわらず辻番高の変更はない。なお安政三(一八五六)年段階には、上屋敷(柳原)・中屋敷(本所六間堀・元矢ノ倉)・下屋敷(箕輪)・東叡山領町奉行支配町並屋敷(下谷金杉上町)が存在し(『諸向地面取調帳』(一)内閣文庫所蔵史料籍叢刊一四巻、汲古書院、一九八二年)、中屋敷は全て万石以下の組合辻番に属した。また、一七〇一八世紀前半には抱屋敷や浅草黒船町中屋敷が存在する(『東京大学史料編纂所所蔵宗家文書』以下対馬藩の史料は同所の所蔵とし、特に注記しない場合は「江戸御屋敷記録」・「江戸屋敷毎日記」を典拠とする)。

(13) 「辻番所足輕致欠落候付御園へ申上候控」。

(14) 森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開」(『史学』五六一三、一九八六年)他。藩政改革については長野遙氏の研究があるが、江戸屋敷の仕法は不詳である(天明・寛政期における対馬藩の藩政改革の一考察)『佐

賀大学経済論集』五一、一九七二年)。

(15) さしあたって、部屋頭の「自立化」ととらえておく(吉田伸之「人宿」『日本都市史入門』Ⅲ、東京大学出版会、一九九〇年)。

(16) 「御改正記録」(長崎県立歴史民俗資料館所蔵)。子細な経費節減の他、「作事方」の廃止や部屋頭の減員など機構改革が行われた。

(17) 大部屋夫も「煩之者十一日目々宿屋へ引渡」と、「宿屋請之者」と同質であった。

(18) 所属番組は幕永の再興後のもの(国立国会図書館参考書誌部「諸問屋名前帳 細目」湖北社、一九七八年)。なお遠州屋は明和八(一七七二)年大火の際の藩士の寄宿先にあてられた「横山町二居候御国出之町人田中吉右衛門」と推定され、翌年には「御国召召連候下男」の「町榎相望」に際して「横山町遠州屋吉右衛門請二而三ヶ年町榎御免」とあるなど、藩と密接な係わりがあったと思われる。

(19) 鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」(『論集きんせい』第八号、一九八三年)、表二三等。

(20) 例えば、第三章で触れるように加賀藩では直厲奉公人が辻番人を勤め、「武刃を忘れぬことなり」との評判であった(『甲子夜話』1、平凡社、一九七七年)。だがこうした風評が敢えて記述されることで、大名負担の辻番の実像も逆照射されているといえよう。

(21) 延宝七(一六七九)年、会津藩では江戸留守居の交替に伴い、屋敷前の喧嘩・盗人・酒酔・乱心者・手負の処理について「大方之儀者御屋敷前之町人ニ相尋、任先例町中々増候様ニ致度事ニ候、此方へ六ヶ敷不掛様ニ」命議するよう指示している(『家世実記』巻三、歴史春秋社、一九七七年、四三四頁)。また享保一四(一七二九)年には、捨子の処理を「免導成儀」とし、「松平陸奥守殿ニ而ハ、捨子有之候得ハ穢多ニ為取候由、夫故捨子無之候」といった風聞の確認を行っている(同第七巻、一九八一年、二六三〜四頁)。対馬藩下屋敷のごとく、辻番の勤務が藩の体面と係わらない場所であれば、経費節減の中で番人の質が落とされていくのも必

至であった。なお、火消等、藩邸内機構のいかなる部分で外部化が進行していくのかといった問題は、今後の課題である。

(22) 荻生徂徠『政談』(岩波書店、一九八七年) 六六頁。

(23) 『寛保集成』二二九二(一)。

(24) 笹本正治「辻の世界——歴史民俗学的考察——」(名著出版、一九九一年)。

(25) 吉田伸之氏が紹介した巴屋の言辞(前掲註(15)論文等。

(26) 塚田孝「目明し」(前掲註(16)『日本都市史入門』Ⅲ等。

(27) 伊藤、註(1)前掲著。

(28) 註(9)に同じ。なお「道奉行」は道路・水道を管掌する職で、治安は管轄外である(『日本国語大辞典』一八巻、小学館、一九七五年)。

(29) 「辻番心得方」(埼玉県立文書館所蔵 稲生家文書)、『日本財政経済史料』第八巻、一九三三年、一三四八頁。

(30) 『東京市史稿』市街篇(以下『市街篇』)と略記 第二〇巻、二四五頁。

(31) 『撰要類集』第一(統群書類従完成会、一九六七年、一七〇八頁)。

(32) 註(9)に同じ。

(33) 『寛保集成』二二九二(一)・(二)・構成員については伊藤前掲著、一八〇—一頁参照。

(34) 居所は、一名が不明(築地片町)の他は、牛込・小日向・小石川・市谷・大塚・巣鴨・赤城門前町・桜木町(ともに現文京・豊島・新宿区域)である。芳賀氏は仲間の結成を「警察権を市民が次第に請負、江戸の市制そのものに市民が参加するに至ったことを示している」としたが、「市民」・「市制への参加」という表現は不的確である(同「武士から町人」へ)『江戸三百年』①、講談社、一九七五年。

(35) 『市街篇』第七巻、一九三〇年、九四三頁、前註4。

(36) 『御辻番取計留』(都立中央図書館所蔵)・『撰要類集』第一、二七五—六頁。

(37) 『寛保集成』二二九三・前掲「御辻番取計留」。

(38) 同右。

(39) 『日本財政経済史料』第四巻、一九三三年、一〇四五頁。

(40) 『自家年譜』二六(国立公文書館蔵、一部は原田伴彦編『日本都市生活史料集』二・三都篇Ⅱ(学習院社、一九七七年)に所収)。

(41) 山澤英雄校訂『誹風柳多留』一(岩波書店、一九八五年)二二—頁。他三四頁の句など枚挙にいとまがない。

(42) 『例書』(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)。

(43) 『御触書天明集成』(以下『天明集成』)と略記 二二〇二、『日本財政経済史料』第八巻、二九二頁。

(44) 『天明集成』三〇三二、『国典類抄』第一六巻(加賀合書店、一九八六年)七〇七頁。

(45) 『市街篇』第二八巻、六三八—九頁。

(46) 『天明集成』三〇三二・前掲『国典類抄』。

(47) 前註(8)、一〇頁。吉田氏はこのうちこわしを「日用」層の存立構造、その全国的循環構造、巨大都市下層社会の存立構造等々における一連の諸矛盾の所産として位置づけることが可能としている。

(48) 『御触書天保集成』下(以下『天保集成』)と略記 六五〇〇—八。「手向致候ものハ討捨二いたし可被申候」という強硬なものであった。

(49) 『徳川禁令考』後集第二、一九六〇年、四四六頁。

(50) 『御仕置例類集』第三冊(名著出版、一九七一年)一四五九。

(51) 『天保集成』五〇九六。

(52) 同右。五〇九九。

(53) 同右。五〇九八。この監察の詳細は別稿を参照。

(54) 同右。五一〇〇・「市中取締類集 辻番之部」(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書、以下、同史料は「辻番之部」と略記)。

(55) 中間搾取については前掲註(15)吉田論文を参照。なお「判賃」とは、奉公人からその請人となることに対する報酬として請負人が受取る金子である(長倉孝子「人宿組合と武家奉公人」『学習院史学』五、一九六八年、

二二頁。

(56) 前註(8)、一〇頁。

(57) 『大日本近世史料 諸問屋再興帳』第二卷(東京大学出版会、一九五九年、以下「諸問屋再興帳」と略記)二四七〜八頁。

(58) 『徳川禁令考』前集第三、一七二四。

(59) 『天保集成』五一〇二。

(60) 同右。

(61) 同右、五一〇四。譜代御家人の家督相続・隠居願は、席以上は躰躰の間、席以下は所屬する組頭の屋敷で行われた。

(62) 『文政八四年 定小屋日記』(真田宝物館所蔵)。ちなみに当該期は糸会所設置による専売制開始など藩政の改革期にあたる。

(63) 『両御辻番御足整手段金上納元帳』(国立史料館所蔵真田家文書)。紀伊国屋善九郎は材木仲買である(田中康雄「商人名前一覽——江戸時代後期を中心とした——」『三井文庫論叢』六号、一九七二年)。

(64) 天保三(一八三二)年の例では三八両三分(御辻番仕様積書)、慶応元(一八六五)年の牛込の組合辻番では三八両二分二朱・五匁(御年番中諸書物留)、ともに都立中央図書館所蔵であった。

(65) 『市街篇』第三八卷、一九四三年、四二二頁。

(66) 『徳川禁令考』前集一、一三九四。

(67) 『市街篇』第三八卷、一頁。

(68) 天保八年三月には四宿に御救小屋が設置され、武家地における倒者の処理は「其場所辻番所組合頭取方家来差添、最寄之小屋場江差出」とされた(『東京市史稿 救済篇』三、一九三二年、五二二〜三頁)。

(69) 『辻番之部』。対馬藩には同月二日に解散令が触れられている(『江戸留守居役留書』)。

(70) 以下、特に断らない限り、出典は「辻番之部」とする。

(71) 前掲註(63) 田中論文・前掲註(18)「諸問屋名前帳 細目」。

(72) 銚助は、前月の単独の願書では「土方請負渡世」となっている。また、

彦四郎は、再興後の番組人宿四番組・六組飛脚問屋山之手組の「塚彦四郎」と同一人物であろう(前掲「諸問屋名前帳 細目」)。

(73) 前掲「諸問屋再興帳」二四三〜五頁。

(74) 前掲註(8)、八頁以下参照。

(75) 『市街篇』第四五卷(一九五八年)八五三〜六頁、同第四六卷(一九五八年)一五六〜八頁。

(76) 同右第四六卷、一〇六・一〇八頁。

(77) 前掲「江戸御屋敷記録」。

(78) 同右。「無席小給之者」の元担当区域に「黄引掛け」たものが渡され、各辻番に「黄引持場」の儀も異変有之節者廻り場同様取扱」が申し渡された。なお廻り場については別稿を御参照頂きたい。

(79) 以下、幕府の軍制改革に関しては宮崎ふみ子氏の整理に拠っている(『幕府の三兵士官学校設立をめぐる一考察』『年報近代日本研究』三、山川出版社、一九八一年)。

(80) 『市街篇』第四七卷(一九八五年)一〇六頁。

(81) 同右、二九二頁。

(82) 同右、一〇五頁。

(83) 同右、二一九頁。

(84) 『日本財政経済史料』第四卷、一〇五二頁。

(85) 前掲註(64)「御年番中諸書物留」。

(86) 『市街篇』第四八卷(一九五九年)五三六頁。「外曲輪回飯番所并武家方持場絵図」(国立国会図書館所蔵)。

(87) 『市街篇』第四八卷、六九八頁。

(88) 同右第四九卷(一九六〇年)二〇六頁。

(89) 同右、二六二〜四頁。

(90) 同右第五〇卷(一九五一年)五八一〜二八二六頁。なおこの「朱引」とは同月に新たに設定されたものである。

(91) 『江戸辻番一巻』(金沢市立図書館加越能文庫)。旧東京大学遺跡調査

室（現埋蔵文化財調査室）撮影の写真版を利用した。なお割場については森下徹「加賀藩割場と足軽・小者」『史学雑誌』九九一三、一九九〇年）を参照。

(92) 「九組辻番請負名前書」（順立帳） 東京都公文書館所蔵。なお四組の編成については前掲註(90)を参照。

(93) 東京都『都史紀要二三 明治初年の武家地処理問題』（一九六〇年）第六章。

(94) 大日方純夫「日本近代警察の確立過程とその思想」『官僚制・警察』岩波書店、一九九一年。

(95) 金子仁洋「交番の起源」(一)～(三)『警察学論集』三六一～二二一、二二一～二七二、一九八三～四。

(96) 民衆の「規律化」の装置として警察の誕生をとらえ、都市「ブルジョワジー」の日常生活の次元でのヘゲモニーの確立」をみる阪上孝氏の論文は実に示唆的である(同「工業化と都市の秩序」『1848 国家装置と民衆』ミネルヴァ書房、一九八五年)。

(97) 『府庁警察沿革史』（原書房、一九七三年）二巻、五五頁。

(98) 同年一月一日に立番を廃止、三月一〇日に「交番所」の総称を採用、三日に「派出所」と改称(同右、一巻、三九七～四〇五頁)。

(99) 小野田の意見書の要旨については、同右二巻二八一頁を参照。

(100) 塚本明「近世後期の都市の住民構造と都市政策」『日本史研究』31、一九九〇年、他。

(101) 前掲註(96) 阪上論文等。

〔付記〕 本稿は、一九八八年度学習院大学文学部史学科提出の卒業論文の一部を加筆・修正したものである。史料所蔵機関各位、報告の機会を与えて下さった藩邸研究会の方々、多くの御教示を頂いた宮崎勝美氏・鶴田啓氏・山本博文氏に厚く御礼申し上げたい。